

養育支援制度研究会・家族と法研究会合同シンポジウム

2025年1月10日

早稲田大学名誉教授 棚村 政行

1 シンポジウムの企画の趣旨

2024年5月に、離婚後の共同親権制度の導入を含む家族法の改正が成立し、2年以内の施行を予定している。同年7月には、法務省が中心となって、施行準備のための関係府省庁連絡調整会議が立ち上げられ、10月には、実務者レベルでの幹事会が設けられ、家族法改正に向けた周知広報用のパンフレットの作成、解説資料、関係府省庁の取組みや各種行政手続・支援策等の情報共有が行われた。また、法務省としては、今後、改正法の解説動画の作成、法定養育費額等を定める法務省令の立案、モデル養育計画書の作成・効果検証・課題、養育費請求のための民事執行法手続の調査研究、子の意見表明権に関する調査研究などを行い、改正法の円滑な施行を目指している。最高裁家庭局や東京、大阪など大規模庁での改正法の運用指針を策定するPT等が動いている。また、日弁連でも、家事法制委員会が中心になり、2024年12月に、「家族法改正による実務の課題を考える―子の最善の利益の視点から」というシンポジウムが開催され、実務上の課題について検討した。そこで、この問題に継続的に取り組んできた養育支援制度研究会では、家族と法研究会と合同で、離婚後の共同親権・監護の在り方を中心として、主として、今回の改正の立法過程に関与してきた以下の3名を中心に、改正法の趣旨・目的を十分に踏まえたうえで、今回の改正法の運用の在り方、手続選択の流れ、新たな制度と既存制度との関係など、実務への影響や理論的課題について具体的に検討することにした。

2 シンポジウムのテーマ・日時・開催方法・報告内容

(1) シンポジウムのテーマ「新しい離婚後の共同親権を考える」

(2) シンポジウムの日時 2025年3月1日(土) 14時から16時30分

(3) 開催方法 Zoomによるオンライン方式

(4) 内容・スケジュール

司会	生田 秀 小池 知子
趣旨説明 14:00～14:05	棚村 政行
報告 14:05～15:45	
①婚姻中の親権行使に関する規律について	池田 清貴
②父母の離婚後の親権者の定めについて	佐野みゆき
③離婚後の監護に関する事項の定め等について	棚村 政行
討論 15:45～16:25	
閉会挨拶 16:25～16:30	小池 知子